

## 平成 25 年度事業計画

(自：平成 25 年 4 月 1 日 至：平成 26 年 3 月 31 日)

### 1、 普及及び指導に関する事業

#### <普及関係>

- (1) 各ブロック協会との連携により、中・長期的な視野に立った根本的な普及策を模索、検討し、その上で必要な施策を実施する。(普及委員会)
- (2) 全国中学校体育連盟への加盟推進やスポーツ拠点づくり推進事業の継続支援を通じて、中学校年代の更なる普及・発展を図る。(普及委員会・中学校部会)
- (3) 国体参加チーム数及び登録選手数が、適切な数になるよう、日本体育協会と協議し実現を図る。(普及委員会国体部)
- (4) マスターズ年代の諸活動を充実させることで、生涯スポーツとしての方向性を確立し、地域の社会人組織の活性化を図る。(普及委員会普及部)
- (5) 総合型地域スポーツクラブとの連携を図り、新しく自由闊達で発展的な普及活動を模索する。(普及委員会)
- (6) 全国ブロック長会議と国内交流部会の役割を再認識し、それぞれの機能を分離させ、会議も単独開催することにより効果的な組織運営を行う。(普及委員会国内交流部・ブロック会議)

#### <指導関係>

- (1) スポーツ少年団の活動指針である「発育と発達」に基づく指導を呼びかけ、ホッケーの楽しさを子どもたちに伝える。(普及委員会)
- (2) 公認指導者講習会を実施し、指導者の養成と指導技術の向上を図る。また、既資格取得者の資格更新システムを確立し、指導者が常に学ぶことのできる機会を作る。(普及委員会国内指導者育成部)
- (3) 国民体育大会をはじめ、日本協会主催大会へ出場するチーム指導者への公認指導者資格の義務付けを定着させる。その為に、都道府県で受講できる公認指導員及び上級公認指導員資格取得養成講習会の開催促進に取り組む。(普及委員会国内指導者育成部)
- (4) 一貫指導者教本の改定版を作製し、教本に基づいた正しい指導を広く実践する。また、有資格指導者を組織化し、指導に関する情報共有など流通機能を整備する。(普及委員会国内指導者育成部)
- (5) U-18 までの指導体系を確立させ、ジュニア・シニアへの意欲を持たせる。(強化

本部指導者育成部)

- (6) 海外への選手派遣の機会を積極的に行い、選手強化に併せて、海外における指導情報の収集を図る。(強化本部国際担当)

## 2、 競技運営に関する事業

- (1) 日本協会が主催する大会や共催する大会へ競技役員を派遣し、充実した競技運営と円滑な大会運営を行う。(技術委員会競技部)
- (2) 国内競技会の抜本的な見直しを行い、中長期的視野に立脚した競技会の実施方法を確立する。(技術委員会競技部)
- (3) 競技会主管各都道府県協会、ブロック協会、関係団体等と全国大会の日程及び会場の調整や参加資格・競技規則等の整備を行い、競技会の充実・活性化を図る。(技術委員会競技部)
- (4) 可能な限り国際競技会を開催し、国際交流・親善に寄与する。(国際委員会、強化本部)
- (5) 「競技運営規定」を国内事情に合わせて検討し毎年発行する。また、各チーム関係者に周知する。(技術委員会競技部)
- (6) 日本体育協会及び開催都道府県と連携を保ち、国民体育大会及びリハーサル大会(主に全日本社会人ホッケー選手権大会)を含めて円滑な運営を図る。(技術委員会競技部、審判部、普及委員会国体部、日本社会人ホッケー連盟)

## 3、 審判・競技役員に関する事業

- (1) 審判講習会及び研修会を実施し、審判員の養成と審判技術の向上を図る。(技術委員会審判部)
- (2) 競技役員講習会を実施し、競技役員の養成と技術の向上を図る。(技術委員会競技部)
- (3) 資格審査室を開催し、TD、TO、ジャッジ、A級、B級審判員の資格認定を行う。(技術委員会資格審査室)
- (4) 国際競技会への審判員、競技役員等の派遣業務を的確に行いよりいっそう推進する。(技術委員会審判部、競技部、国際委員会)
- (5) オリンピック、ワールドカップ等国际大会出場を視野に入れた国際審判員の早期養成を図る。(技術委員会審判部)
- (6) 女性審判員の養成・育成することが急務である。また、審判員同様、女性競技役員の養成も図る。(技術委員会競技部、審判部)

#### 4、 競技力向上（強化）に関する事業

- (1) 男女日本代表チームの国際競技力向上を図る。また国際競技大会においてメダル獲得の目的目標を達成する。(強化本部)
- (2) 2016 リオデジャネイロオリンピック男女同時出場を実現するため、国際競技力の向上を図り、FIH の主導するワールドレベルのランクアップを目指す。(強化本部)
- (3) 男子代表チームに海外からヘッドコーチを招聘する。(強化本部)
- (4) 男女ジュニア、ユース、ジュニアユース日本代表を恒常的に編成し、年齢別一貫指導強化体制の下に、各々が 2016 リオデジャネイロオリンピック、2020 年を念頭に入れた積極的な強化活動を実施し、国際競技力向上につなげる。(強化本部指導者育成部)
- (5) 一貫指導システムを具現化する方策として、競技者育成プログラム「ホッケーゴールドプラン」を段階的に始動する。その際、選手選考の過程を、レベル 1 (都道府県単位)・レベル 2 (ブロック)・レベル 3 (東・中・西地区)・レベル 4 (ナショナル) の 4 段階とする。(強化本部指導者育成部)
- (6) 国際競技会への各年齢層代表チームの選手選考基準を設け派遣事業の円滑を図る。(強化本部)
- (7) スポーツ基本法を具体化した国立スポーツ科学センターの、ジュニア期からトップレベルに至るまでの発掘・育成・強化に対するスポーツ医・科学・情報面からの高度な支援、国際大会におけるコンディショニング調整などの指導を受け、内外の情報分析と医科学的見地を取り入れた代表チーム・選手個々人の競技力向上を図る。(強化本部情報医科学委員会)
- (8) 日本アンチドーピング機構 (JADA)、国際ホッケー連盟 (FIH) と緊密に連絡をとり、アンチドーピングの周知徹底を図り、合宿時における講習会等を実施して選手指導者に協力と義務を認識させる。(強化本部情報医科学委員会・技術委員会ドーピング部)
- (9) JADA の指導のもと全国大会においてドーピング検査を実施する。また国内のドーピングコントロールオフィサー (DCO) の養成を図る。(強化本部情報医科学委員会)
- (10) 日本オリンピック委員会の諸事業に参画し、各事業の円滑な運営を図る。(強化本部、総務委員会、国際委員会)

#### 5、 広報に関する事業

- (1) 日本協会の広報システムをマスメディア、マガジン、web の 3 チームに分類し、他委員会、関連団体との連携強化を図りホッケー情報の発信と内容を充実させる。

(広報委員会)

- (2) メディアとの交流を密にし、記者発表・プレスリリースの回数を増やすとともに中央紙や在京キー局は勿論、ホッケーの情報を求めている地方紙。地方局との連携を強化し取材体制をサポートする。(広報委員会)
- (3) ホームページの内容の充実と親しまれるデザイン、スピーディな更新、フォルダーの整理、動画の掲載を充実させ、公式サイトへのアクセスを 3000/日実現を目指す。(広報委員会)
- (4) ホッケー機関誌の記事内容の充実とより良いコピー、より良い写真選定を行い効率の良い広報活動を行なう。(広報委員会)
- (5) 各都道府県協会との協働による地域活動報告の継続的な広報活動を推進する。(広報委員会出版部)
- (6) 地域団体事業特別委員会と連携して、ホッケー機関誌の拡販に努める。(広報委員会、地域団体事業特別委員会)

## 6、 マーケティングに関する事業

- (1) 長期的な収入基盤確立のため、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサプライヤーの確保と拡大に積極的に取り組む。(地域団体事業特別委員会企画事業部)
- (2) 協賛企業の確保と新規協賛企業の拡大に努める。(地域団体事業特別委員会企画事業部・広報委員会)
- (3) 関連団体に対応する各事業部設置と活動促進策を構築する。(地域団体事業特別委員会)
- (4) 財政基盤確立のため地域団体事業特別委員会を中心に、各委員会による積極的な財源確保に取り組む。(地域団体事業特別委員会他各委員会)
- (5) 施設用器具公認制度の円滑な実施を図る。(技術委員会施設用具部)
- (6) 人工芝製造販売企業指定制度の円滑な実施を図り、高い水準での競技施設の設置を推進する。(技術委員会施設用具部)

## 7、 国際に関する事業

- (1) 日本ホッケーの強化と国内における普及を目指し、FIH（国際ホッケー連盟）とAHF（アジアホッケー連盟）と連携しながら活動を行う。FIH 及び AHF の企画するイベントにできうる限りの参加・協力を行う。(国際委員会)
- (2) FIH、AHF 及び各国協会と連携・情報交換・大会参加を通じて海外と積極的に交流活動を行なう。(国際委員会)
- (3) FIH、AHF との密接な連絡を取ると共に、国際会議・国際大会等への参加により、

- 最新の国際情報を取得する。(国際委員会)
- (4) 日本代表チーム、単独チームなどの海外国際大会、海外合宿の支援活動（連絡・交渉・情報収集）を行う。なお、単独チームの支援対象は日本リーグ所属又はそれに準ずるチームとする。(国際委員会)
  - (5) 海外からの国内単独チームに対する国際大会の招聘情報を関連団体に提供する。(国際委員会)
  - (6) 海外からの代表チームの日本への招聘は強化部門との協力のもとに行う。(国際委員会)
  - (7) 国内での国際大会では現地実行委員会とともに中心的役割を果たす。(国際委員会)
  - (8) 国内での JOC 等が主催する国際関係会議に参加する (国際委員会)

## 8、 総務・財務に関する事業

- (1) 新規事業の立案・実施により一層の収入増を図る。(地域団体事業特別委員会)
- (2) スティックカード事業の充実とカード発行のより一層のスピード化を図る。(地域団体事業特別委員会、総務委員会)
- (3) 内外の治安の条項に鑑み、内外の諸活動を実施するに当り万全の危機管理を行う。(総務委員会危機管理部)
- (4) 明確な賞罰制度を推進する。(総務委員会総務部)
- (5) 各競技大会において、環境保全についての啓発と実践に取り組む。(総務委員会)
- (6) 個人情報保護法の遵守と周知徹底を図る。(総務委員会)
- (7) 公益社団法人日本ホッケー協会への移行・認定答申を受けて4月1日登記を行う。(総務委員会総務部)

## 9、 ホッケー日本リーグ機構に関する事業

- (1) 各チームの競技レベルの向上に努め、高い水準での大会を継続することにより国際競技力向上を目指す。
- (2) ホームアンドアウェイ方式の採用や男女同一日同会場による開催など魅力ある競技運営方法を検討する。
- (3) 完全有料制導入に向けての具体的な方策を模索する。
- (4) 強化部門と協調してジュニア競技者の育成を目的とした事業を行う。
- (5) チーム帯同の審判員の養成を図り、充実した試合運びに徹する。
- (6) リーグ活性化のため運営委員会を設置し、チームの意見を反映させる。